

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成28年9月8日(2016.9.8)

【公開番号】特開2016-112299(P2016-112299A)

【公開日】平成28年6月23日(2016.6.23)

【年通号数】公開・登録公報2016-038

【出願番号】特願2014-255095(P2014-255095)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F	7/02	3 2 0
A 6 3 F	7/02	3 1 5 A
A 6 3 F	7/02	3 1 5 Z

【手続補正書】

【提出日】平成28年7月22日(2016.7.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

始動領域への遊技媒体の進入に基づいて変動表示を実行し、遊技者にとって有利な有利状態に制御可能な遊技機であって、

可動体と、

所定の上限数の範囲内で未だ開始していない変動表示に関する情報を保留情報として記憶可能な保留情報記憶手段と、

前記保留情報記憶手段に記憶されている前記保留情報の数を特定可能な保留画像、および、所定の演出画像を表示可能な画像表示手段と、

前記画像表示手段における画像の表示制御をする表示制御手段と、

前記始動領域への遊技媒体の進入頻度が異なる低進入状態と高進入状態とに制御可能な進入状態制御手段とを備え、

前記表示制御手段は、

第1の表示位置に前記保留画像を表示可能であり、当該第1の表示位置近傍の特定の動作位置に前記可動体が移動するときに、前記保留画像が視認可能となる第2の表示位置に前記保留画像が表示されるように、前記保留画像および前記所定の演出画像を移動させる移動表示制御をし、

保留表示部に前記保留画像を表示可能であり、前記保留表示部において前記保留情報記憶手段が前記保留情報を前記所定の上限数まで記憶可能であることを示唆し、前記低進入状態と前記高进入状態とで態様を異なせて前記保留表示部を表示する、遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 7

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 7】

(1) 始動領域(第1始動入賞口13、第2始動入賞口14)への遊技媒体の進入に基づいて変動表示(特別図柄、演出図柄の変動表示)を実行し、遊技者にとって有利な有

利状態（大当たり遊技状態）に制御可能な遊技機（パチンコ遊技機1）であって、

可動体（可動表示装置96）と、

所定の上限数の範囲内で未だ開始していない変動表示に関する情報を保留情報（第1保留記憶情報、第2保留記憶情報）として記憶可能な保留情報記憶手段（遊技制御用マイクロコンピュータ560、RAM55、第1保留記憶バッファ、第2保留記憶バッファ）と、

前記保留情報記憶手段に記憶されている前記保留情報の数を特定可能な保留画像（図17の合算保留記憶表示部18cでの保留記憶画像）、および、所定の演出画像（図17の背景画像94等の演出画像）を表示可能な画像表示手段（演出表示装置9）と、

前記画像表示手段における画像の表示制御をする表示制御手段（演出制御用マイクロコンピュータ100）と、

前記始動領域への遊技媒体の進入頻度が異なる低進入状態（低ベース状態）と高進入状態（高ベース状態）とに制御可能な進入状態制御手段とを備え、

前記表示制御手段は、

第1の表示位置（収納位置）に前記保留画像を表示可能であり、当該第1の表示位置近傍の特定の動作位置に前記可動体が移動するとき（図17（a）のような可動表示装置96の出現動作がされるとき）に、前記保留画像が視認可能となる第2の表示位置（出現位置）に前記保留画像が表示されるように、前記保留画像および前記所定の演出画像を移動させる（図17（b）のような合算保留記憶表示部18cおよび背景画像94の右方向への移動）移動表示制御をし（図25のS532）、

保留表示部に前記保留画像を表示可能であり、前記保留表示部において前記保留情報記憶手段が前記保留情報を前記所定の上限数まで記憶可能であることを示唆し（たとえば、図29（A）で示すように、合算保留記憶表示部18cは、それぞれ、保留台座D1、D2を4つ予め表示している保留台座表示部18dを含んでもよいし、4つの保留記憶画像Hを表示可能なスペースが用意された領域であってもよい。）、前記低進入状態と前記高进入状態とで態様を異ならせて前記保留表示部を表示する（たとえば、図29（A）で示すように、低ベース状態においては保留台座D1、D2を表示するが、図29（B）で示すように、高ベース状態においては保留台座を表示しない。保留台座の表示態様を低ベース状態と高ベース状態とで異ならせるようにしてもよい。）。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

（2）上記（1）の遊技機において、

前記表示制御手段は、前記所定の上限数の前記保留画像を表示させた場合のそれぞれの前記保留画像に対応する前記所定の上限数の上限示唆表示を、前記保留表示部に表示する（たとえば、図29（A）で示すように、低ベース状態においては4つの保留台座D1、D2を表示する。）。